

# 税 務 概 要

平 成 19 年 度

平 成 19 年 9 月

豊島区 税務課

## VI 法定外税

### 1.経緯

12年 5月	職員自主研究会である「区税研究会」発足
14年 1月	区が法定外税として構想発表
14年 5月	「豊島区法定外税検討会議」発足 ・学識経験者、事業者代表、関係団体代表、区民代表による税の適法性の検討
15年 9月	最終報告書の提出・・・課税を可とする。
15年10月	区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
15年	区議会第4回定例会に提出
15年12月	条例案可決
16年 3月	総務省より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
16年 9月	総務省より放置自転車等対策推進税について新設の同意
16年10月	放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
18年 6月	「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
18年	区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決
18年 7月	放置自転車等対策推進税条例を廃止

### 2.狭小住戸集合住宅税

#### (1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	(法定外普通税) 狭小住戸集合住宅税 ・抑制を主たる目的とした普通税である
徴 収 方 法	申告納付 ・申告納付期限；建築等の工事に着手した日から2カ月以内
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ・国の「住宅建設五箇年計画」の二人世帯の最低居住水準（29㎡未満）をもとに課税の対象とした ・『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が29㎡未満のもの ・『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の用途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
納 税 義 務 者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主 ・『建築主』：建築の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自ら工事をする者
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づき集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ・条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき廃止を含めた必要な措置を講じる。

#### (2) 狭小住戸集合住宅税の納付状況

(単位：千円、件)

	調 定		収 入	
	調定額	件数	収入額	件数
平成16年度	104,500	7	104,500	7
平成17年度	458,000	29	458,000	29
平成18年度	337,500	23	337,500	23